

正倉院宝物・正倉（校倉造りの建物）の写真使用について

1. 正倉院宝物・正倉の写真等を出版・放映・研究資料などに使用する場合は、原則として、その公共性・学術性の高い目的、もしくはそれに準ずるものに限ります。営利目的の広告等で使用することはできません。
2. 写真等の使用に際しては、事前に申込書・届出書いずれかの書類を正倉院事務所宛に郵送して下さい（メール・FAX不可）。
3. カラー・モノクロの紙焼き写真の頒布を必要とする場合は、申込書に必要事項を記入して郵送して下さい。使用料・掲載料は無料ですが、焼付け代と送料の実費がかかります（業者から請求されます。価格等については関知しておりません）。なお、申込み後、写真を入手するまでに約一ヶ月程度の期間を要しますので、手続きはお早めにお願いします。また、申込みの多い時期や年末年始の写真の頒布は、通常より期間が必要となりますので、ご注意ください。
4. 正倉院宝物・正倉の写真等を、既刊書からの複写転載のみで使用する場合は、届出書に必要事項を記入して郵送して下さい。なお、届出書に対して、承諾書は発行いたしません。

〈申込書・届出書に記載していただく事項〉

氏名（団体は団体名と代表者名）／住所（所在地）／連絡先（団体は担当者名）／使用目的（出版・放送・展示・研究資料等の別）／著作物等について（名称、編者・発行・製作者名、発行・放映・発売の予定日等）／希望品目（宝物の名称等、カラー紙焼き写真・モノクロ紙焼き写真・複写転載等の使用区分）

5. 正倉院宝物・正倉を写真等からスケッチしたり、デザイン化して使用する場合は、手続き不要です。
6. 正倉の撮影については、その妥当性を検討した上で、応じる場合もあります。申込書に「正倉撮影」と記入し、企画内容等を記した書類を添付して郵送して下さい。

注) カラー・モノクロ紙焼き写真希望の場合は、どの宝物のどのカットが必要か、明記して下さい。宝物の名称は本によって異なる場合があります。既刊書からのコピー(出典明示)、または当庁ホームページ上の写真の刷り出しを添えていただくのが確実です。なお、正倉院文書・東南院文書の場合は、『大日本古文書』のコピー(巻・頁明示)でも結構です。この場合、どの範囲が必要かを明記して下さい。

注) 宝物1点ごとに、カラー・モノクロ紙焼き写真頒布、既刊書からの複写転載等の別を明記して下さい。希望のカラー写真がない場合は、同一カットのモノクロ写真をお送りします。カラーでなければ不必要な場合は、その旨を明記して下さい。

〈その他〉

○ 当所参考用として掲載、収録物を1部ご寄贈願います。

申込書・届出書の送付先、お問い合わせ先

〒630-8211 奈良市雑司町129 宮内庁正倉院事務所 庶務課渉外係 宛
電話 0742-26-2811 FAX 0742-24-0132

平成 年 月 日

宮内庁正倉院事務所 御中

氏名(団体名・代表者名)

住所(所在地)

連絡先(担当者名・電話番号)

写真使用 { 申込 } 書
 { 届出 }

使用に際しては、ここに記載した目的以外には使用しません。なお、当該著作物1部を参考として貴所に寄贈します。

使用目的	出版・放映・展示・研究資料・その他 (具体的に) :
著作物の名称・編著者・企画内容・発行者・刊行予定日など (別添可)	
備考	

希望品目

※	正倉院宝物の名称等	使用区分	※
		カラー紙焼写真 モノクロ紙焼写真 複写転載	
		カラー紙焼写真 モノクロ紙焼写真 複写転載	
		カラー紙焼写真 モノクロ紙焼写真 複写転載	
		カラー紙焼写真 モノクロ紙焼写真 複写転載	
		カラー紙焼写真 モノクロ紙焼写真 複写転載	

